別表（第３条、第４条、第５条、第６条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 対象者 | 申請期間 | 補助金の額 |
| 川辺町介護業務従事者就業補助事業 | 介護業務従業者の就業を促進するため、介護事業所への新規就職者に対し、就業に必要な資金の一部を補助金として交付する。 | 町内の介護事業所に新規に採用されてから、引き続き６月以上勤務し、その後１年以上就業し続ける意思のある者。ただし、次に掲げる者を除く。⑴　町内の介護事業所に新規に採用された日前２年以内に他の町内の介護事業所に勤務していた者⑵　同一法人が運営する町外の介護事業所から町内の介護事業所へ勤務異動した者⑶　町内の介護事業所を退職し、他の町内の介護事業所に就職した者 | 町内の介護事業所に新規に採用された日から起算して６月を経過する日から１年間 | １　基本額　１０，０００円２　次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める額を基本額に加算する。⑴　次のいずれかに該当する場合。ただし、ア及びイの双方に該当するときは、アに限る。ア　社会保険適用者　３０，０００円イ　雇用保険適用者　１０，０００円⑵　次に掲げる資格を取得している場合　３０，０００円（キの資格のみを取得している場合は、２０，０００円）ア　保健師又は看護師イ　栄養士又は管理栄養士ウ　理学療法士又は作業療法士エ　言語聴覚士オ　社会福祉士カ　介護福祉士キ　介護職員初任者研修⑶　６５歳以上の場合　１０，０００円⑷　ひとり親家庭の場合　１０，０００円⑸　他市町村からの転入を伴う場合（過去１年以内に町内事業所（介護事業所に限らない。）で勤務した実績がない者に限る。）　３０，０００円 |
| 川辺町介護業務関連資格取得補助事業 | 介護業務従業者の技能及び地位の向上を図るとともに、介護業務従業者の就業の維持を図るため、介護業務に関連する資格の取得に際し補助金を交付する。 | 既に町内の介護事業所に就業している者で、当該事業所に就業しながら次に掲げる資格（以下この項において「資格」という。）を取得したもの。ただし、過去に川辺町介護業務関連資格取得補助事業に係る補助金の交付を受けていない者に限る。⑴　社会福祉士⑵　介護福祉士⑶　介護支援専門員⑷　介護職員初任者研修 | 資格の取得の日が属する年度の末日まで | １　基本額　４０，０００円２　次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める額を基本額に加算する。⑴　次のいずれかの資格を取得した場合。ただし、取得した資格が複数あるときは、加算する額が最も高いもの１つに限る。ア　社会福祉士　３０，０００円イ　介護福祉士　３０，０００円ウ　介護職員初任者研修　１０，０００円⑵　ひとり親家庭の場合　１０，０００円 |
| 川辺町介護業務関連資格更新補助事業 | 介護業務従事者の技能、地位及び提供サービスの維持を図るとともに、介護業務従業者の就業の維持を図るため、介護業務に関連する資格の更新に際し補助金を交付する。 | 介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格を更新した者で、町内の介護事業所に就業しているもの | 介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格を更新した日が属する年度の末日まで | ３０，０００円 |